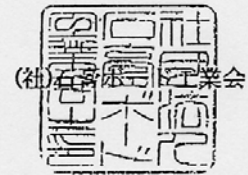


国土交通省告示 1380 号の国土交通省の見解について

この度、石膏ボード工業会は、国土交通省建築指導課を訪ね、国土交通省告示 1380 号（準耐火1時間構造：12.5 mmせっこうボード両面2枚張り等）のせっこうボード目地部の目地処理の必要性について確認し、その結果を受けて、下記のような石膏ボード工業会通達を作成し会員各社に連絡しました。

平成20年3月12日

(社)石膏ボード工業会会員各位殿



国交省告示1380号の解釈についてご連絡

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、頭書告示(建築基準法平成12年建設省告示1380号 準耐火1時間構造 別添)を利用しての施工に際し、石膏ボードの目地部分における目地処理の必要性につき、国交省建築指導課に確認したところ、下記のような見解が示されたので、ご連絡いたします。

敬具

記

目地処理に関する建築指導課の見解

- 1、目地処理は必須ではない。
- 2、但し、施工現場において目地処理が必要と判断された時は目地処理をする。
- 3、また、建築基準法は最低の基準が決められているので、より良い品質のものを提供する為には、目地処理をしたほうがベターといえる。

以上

石膏ボード工業会の連絡文

当社としましては、上記の国土交通省建築指導課の見解を受けて、石膏ボードを用いた乾式壁(ドライウォール)工法については、火災時の安全性確保、住戸間の遮音性向上、仕上げのクラック防止など、より良い品質のものをお客様に提供することを目的として、今後とも、すべての目地部にしっかりと目地処理を行うことを積極的に推進していきたいと考えております。

以上